

| | |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title | 中世Gildsの文化史上に於ける意義 (二) |
| Sub Title | |
| Author | 野村, 兼太郎 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1920 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.5 (1920. 5) ,p.714(120)- 724(130) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 雑録 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200500-0120 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

り贏得べし!

人民の代理員會

エーベルト ハーゼ
シャイデマン デイトマン
ランツベルグ バルト

陸軍の復員完了と共に眞正の兵卒會は消滅に歸し、總ての権力はスバルタカス團の過激派が從來の如く權力を揮へる勞兵會の手に歸するならむとは、獨逸の一部に於て危懼せられたり。本文を草するとき、恰も伯林に戰闘行はれしが、政權は尚エトベルト及び多數社會黨の手に堅く握られたるの觀ありき。然し事情は場處によつて異れり。伯林にては、最初より露國過激思想を模倣せむとの企圖多少行はれしも、然もエーベルト、シャイデマン、ハーゼ、ベルンスタイン、カウツキの如き人士は、これに對して何の同情も有せざりき。(完)

中世Gildsの文化史上に於ける意義 (二)

野村兼太郎

二

次に吾人の明かにせんと欲するのは、Craft Gildの組織及び権限に就てである。Craft Gildは其の名稱の示すが如く職人の組合である。ある町Townに於ける一定の産業に従事して居る職人達が共通の目的のために作つた團體である。然し乍ら其の本質に關しては尙ほ幾多の議論がある。公民權を有つて居る職人達が自己の現在の境遇に甘んじないで、都市領主の利益壟斷に反抗した結果として生じたものであるか。即ちWildaの云へる職人階級の自由 Freiheit des Handwerkerstands のために生じたものである

か。或ひは又斯の如き反抗的色彩を有したものでなくして、都市の依頼を受けて Craft Gildが其の権限を施行したのか。即ち都市が自ら治め得る實際的勢力を有さないやうになつて、自ら組合に其の権限が移つたのか。例へば Exeter に於て靴工組合の支配維持は毎年都市に是を返さなければならぬ規定になつて居て、若し更に是を新しく繼續する爲めには金錢を納入することゝを必要とした。斯の如きは組合と都市とが互に必要に迫られて其の権限を兩分したものではないのか。故に Bristol に於けるやうに其の地方の行政機關に依つて充分に産業上の獨占が行はれた場合には問題は起らなかつたのではな

いか。此の外此の兩者の説を折衷した中間説の存在することは論する迄もない。

此の二個の説、即ち前者は積極的に組合が建設せられたとするもの、後者は消極的に發達し

たとはずもの、兩者仰れも多くの材料を有して居る。此の兩者の何れが眞であるか、或ひは又中間説こそ取るべきものであるか。それ等の問題に關しては後に述べる必要があるから、今は先づ問題の提供に止めて當面の問題たる Gilds の組織に就て述べよう。

Craft Gilds も又 Gild merchant と等しく組合中心であることは云ふ迄もない。従つて組合員の利益を擁護するやうに其の組織も形成されてなければならぬ。Craft Gilds が充分に發達した時には其の組合員は明白に三つの階級に區別することが出來た。即ち(一)徒弟 Apprentice、(二)「ショーネーヤン」Journeyman、(三)親方 Master である。以下其の各々に就て述べよう。

元來徒弟制度 Apprenticeship なるものは最初は單にある職業に従事して居る戸主と其の職業に従事したいと欲する若者との間に於ける私の

約束に過ぎないのである。然るにすでに十四世紀以前に於て此の制度が一の公の制規となつたのである。エリザベス時代の記録に依ると二十三歳に達するまでは "Until a man grow unto the age of twenty-three years" 其の従事する技術に熟達する "grown unto the full knowledge of the art that he professed" ことが出来ないとなされ、其の間彼等は主人の下に訓練を受けるのであつた。これが即ち所謂徒弟の時代である。徒弟制度の意義は場所に依つて稍々異なつて居たが其の目的に就ては全く同一であつた。即ち徒弟は主人から食事寝所の給與を受け技術の練習をなし、時に依ると徒弟に必要なもの、例へば小遣とか讀書の知識等をも與へられることがあつた。恰も我が國に於ける徳川時代の丁稚のそれに甚だ類似した地位を占めて居たものである。以上に依つても略々其の地位は明かである。

るに其の修得する技術の如何、並びに其の地方々々の慣習に依つて短きは四年長きは十年と見ることが出来やう。

次は Journeyman である。既に徒弟の年限を終つて未だ親方とならざる者を云ふのであるが、嚴密明確に定義し難いものである。徒弟から直ちに親方となり得た者は Journeyman となることを必要としなかつたのである。蓋し最初に於ては親方の數未だ甚だ多からず、徒弟から直ちに親方になり得たのであらう。然るに親方の數次第に増加し、すでに員に満てるにも拘らず他方徒弟の業を修了する者生じ、こゝに其の間階級として Journeyman の發生を見るに至つたのである。後年 Craft Guilds の衰頽と此の間階級たる Journeyman の増加とは至大の關係を有するものである。上述の如くであるから Journeyman の制度を明白に述べるとは不可能

るが、更に十五世紀に於ける徒弟契約書の一つを見れば、一方主人側の義務、例へば金錢の給與、技術の傳授、衣食住の給與等が記載してあると共に、他方徒弟側の忠實従順勤勉等が誓つてある。例へば契約に定められた一定年月の間は主人の許可なくして遊戯等の爲めに外出しないこと云ふやうなこと迄も定められてある。斯く契約された事柄も單に親方と徒弟との間に勝手に定められたのではない。且つ亦一年に一回其の職業の重なる親方が、徒弟が果して公平に教育されて居るか如何かを調査した。若し親方が徒弟に對して不公平な過酷な取扱をして居ることが發見された時には其の親方に對して嚴罰が科せられた。

徒弟の年限は一定して居ない。七年を通常とする。然し乍ら Northampton に於て織物工が六年、洗張工が四年等必ずしも等しくない。要するである。勿論ある場合には Journeyman の規定が詳細に記録されて居ることもあるが、それは例外に關する。Journeyman は同じく契約を以つて一定の期間給料を受けて親方の下に使はれるが普通である。元來最初は徒弟にしる Journeyman にしろ別段其の數を制限した譯ではなかつた。従つて上述の如く Journeyman のやうな中間階級の發達を見たのであるが、其の後十六世紀頃に至つては、當時の獨占的狀態を維持せんが爲めに通常一人の親方は一人若しくは二人の Journeyman 及び同じく一人か二人の徒弟を使用するに止め、それ以上數を増加しなかつた。最後に述べべき組合員は親方である。親方はすでに一個の獨立せる人格者として、技術上に於ても社會上の地位に於ても其の町及び組合の主要部分を形成して居たのである。親方の義務としてはすでに述べたるが如く徒弟を養成する

責任を負はされて居る。普通親方となるには所謂「親方製作品」"master-piece"を提出する必要がある。Journeyman が其の附従的な雇はれ人たる地位を脱却して獨立の職人たる技倆あるや否やを試験されるのである。此のことは十五世紀以後十七世紀に至つて最も通常のこととなつたのである。例へば London の自鍛細工人 Pew-ferer に於ては Journeyman は先づ彼の正直と品行 "honesty and behaviour" を試験され、然る後 wardens の前で品物を製作した如きである。彼等が親方になると其の嫡子は勿論妻娘等も亦組合から保護を受ける特権があつた^(註四)。

以上の組合員以外に更に組合の事務を司る者としては、かの Guilds merchant と同じく wardens overseers, bailiffs 等が存在して居た。是等は其の組合に屬する全人員が年一回集合して、其の席上で選舉されるのである。若し此の會合に欠席

する者があると罰金を科せられた。^(註五)此等の事に關しては Guild merchant のそれと大差ないから詳しく論じない。

上述せし組合員より成立せる Craft Guilds は如何なることを目的とし、如何なることを行つたか。今次に簡單に是等の事實に就て節を改めて述べたいと思ふ。

(註一) Ashley: - op. cit. p. 76.

(註二) Lupo Brentano: - "Die Arbeitgeiden der Gegenwart" Bd. I "Zur Geschichte der englischen Gewerkerbewegung" s. 36.

(註三) Cunningham: - op. cit. p. 340

(註四) T. Smith: - op. cit. p. 334.

(註五) Mr. and Mrs. Webb: - "History of Trades Unionism," p. 14.

(註六) Lipson: - op. cit. pp. 279.

(註七) "This indeture made the xviij day of September the year of the reign of King Edward the ivth the xth between John Gare of Saint Mary Gray.... and Walter Byse, son of John Byse...., Witnesseth, that the said Walter hath covenanted with the said John Gare for the time of viij yeres, and

III

Craft Guilds の目的とする所はすでに述べたるが如く、ある産業に従事する職人の共通の利益の爲めである。従つて Craft Guilds の行ふ所の第一の業務は云ふ迄もなく其の産業の統一支配に外ならない。組合は一方生産者に對しては其の勞働を安價ならしめず、他方偽造粗製を防止して消費者の利益をも保護した。是亦一方から見れば自己の組合を信用せしむる所以となり、自ら組合自身の利益となつたのである。従つて自己一人の利益のみを考慮し組合全體の利益を無視するやうな者は罪科に處せられた。又組合が其の産業全體を支配する結果として徒弟や Journeyman に與へる手當給料も組合の規定に従つて一定し、更に製作品の代價も亦組合の定むる所に従はなければならなかつた。^(註八)

第二に擧ぐべき組合の役目は Guilds merchant

that the said John Gare shall find the said Walter me'e and drink and clothing during said time as to the said Walter shall be according. Also the said John Gare shall teche the saide Walter his craft, as he may an i can, and also the saide John Gare shall give him the first yere of the saide viij yeres tith in money,..... And the saide Walter shall well and truly kepe his occupacyon, and do such things as the saide John shall bid him do, as unto the saide Walter shall be lawful, letfull, and the saide Walter shall be none ale goer neyther to no rebeld nor sporte during the saide viij yeres without the licence of saide John....."

(註八) Cunningham: - op. cit. pp. 349 (引用)

(註九) Ashley: - op. cit. p. 351.

Ashley: - op. cit. pp. 89.

Brentano: - op. cit. s. 57 ff.

Lipson: - op. cit. p. 293.

(註一〇) Ibid p. 294.

Cunningham: - op. cit. p. 352

(註一一) Ashley: - op. cit. p. 89.

と同じく組合員相互救済の制度である。例へば London の大工職が其の組合員が病氣其の他、止むを得ない理由の爲めに貧困になつた時には、毎週十四ペンスを給與する旨を規定するが如きである。其の他組合員相互間に起る争論の調停の如きも、此の制度の一種と見做すことが出来やう。尙ほ Guilds の宗教的方面に關してはこゝでは論じなすで置く。

Craft Guilds と都市との關係は第二節に述べたる Guilds merchant とそれとの關係と同じく多くの困難なる問題があるが煩はしいから今は是に觸れない。

以下 Ashley の述ぶる所に従つて Craft Guilds の經濟上に於ける特徴を叙し、少しく是を批評して Craft Guilds の組織權限に關する項を終りにしたいと思ふ。

第一。Craft Guilds はそれ以前の家族的制度

密な意味に於ける近世的資本は未だ發生して居なかつたのである。

等三。Craft Guilds に於ては未だ近世的意味の勞働者——賃銀勞働者は存して居なかつた。職人組合に於ける勞働者はすべて親方にならんと欲して働く者を云ふのである。十四世紀に於て Journeyman の階級にある者は、他の者が徒弟年限を終つて直ちに親方となるのに、貧乏であるが爲めに尙ほこゝに辛棒しなければならなかつたに過ぎないのである。だから個人としては資本に對して苦しむことがあたらうけれど資本對勞働と云ふやうな争闘は起り得なかつた。

勞働者と彼等を使用する人との間に未だ社會的溝渠がなかつた。彼等も主人も同じ工場に勞働し、少くとも主人の半の利益を獲得したのである。然し是は嚴密なる意味の資本未だ存在せず技術の修得を必要とする時代の必然の結果であ

Family system の産業組織とは全然別個のものであるとは論ずる迄もない。家族團體以外の購買者存在し、購買者の集團と云ふ抽象的意義の市場發生するに至り、單に所謂使用價值のみならず、すでに交換價值の生じたる時代の産業組織である。然し乍ら其の市場たるや未だ一地方に制限されて居る。従つて其の需要たるや流行を追ふと云ふよりも寧ろ必需品に限られて居る。故に未だ需要が極めて一定不變である。此の事實は後にも述べるが Guilds のやうな組織が存在し得た所以である。

第二。資本の働きが未だ極めて微弱であつた親方として必要な資本は一軒の家を借用し、必要な道具を購入し材料を求め得ればそれで足りる。それで充分であつた。少數なる一定の顧客を相手として、道具を生産手段とする技術的手工業には多大な資本は不必要であつた。否嚴

つて、第一、第三の事實から歸納し得るものであると云へやう。

第四。上述の如くであるから、若し吾人が近世勞働者と比較し得る者を求めんとするならばそれは Journeyman ではなくて親方である。然し素より此の兩者には大なる相違がある。中世の親方手工業者は今日の勞働者の如く從屬的の者でない。純然たる獨立者である。此の點は又以つて中世に於ける勞働問題が今日のそれと大なる差違を來たす所以である。親方は自身の店で自身の道具で自身の材料で己の好む時間仕事をする。勿論ある場合には顧客の命に依つて顧客の材料で其の仕事をするものがあつたけれども、それとても是を今日の勞働者と比較すれば遙かに自由である。然し乍ら Ashley の此の比較は餘り穩當であると云ひ得ない。素より Journeyman は將來親方たらんとして修業する

者であつて、今日の労働者とは異なる。けれども今日の労働者階級を生じたる者は親方のそれにあらずして、此の Journeymen の中間階級からではないか。而して未だ組合組織の全盛なる當時に當つては今日の労働者階級と比較し得べき何ものをも存在し無かつたのである。強いて比較し得ざる兩者を比較するは無用の業である。兩者は本質的に相違するが故である。

第五。Gilds は獨立的のものではなく、都市及び中央政府に従屬せるものであつた。組合の支配する目的は良好なる貨物を生産するにある。現今に於ては食料品の一部を除いては、此の金を放棄してしまつた。勿論中世紀に於ては良品質の維持が容易であつたことを認めねばならぬ。欲望の少數不變、買手賣手の直接なること、是等の理由からしてすでに述べたやうに良好な品質を製する方が組合自身にとつて遙かに利益が多

かつたのである。此の理由に依つて當時の人間の方が現代人より道徳的であると云ふならば、寧ろ滑稽と云ふべきである。

第六。中央及び地方政府が同一産業中の各異なつた部分を別々に組織することを奨励したのも、又各職人 craftsman が其の職を選択しそれを扶持する規則を主張したのも、すべて製作過程の監督と云ふことが重なる理由であつた。例へば織工や染工が裁縫師の仕事をしてはならぬと云ふやうな禁令、靴工にしても新しい革から靴を作る者は、小賣をしたり、販賣する爲めに古い靴を作り直したりしてはならぬと云ふやうな規定さへあつたのである。是等勿論監督上の便利と云ふことも大なる理由であつたには違いないが一方各自の利益から自己の仕事に他から侵されぬやうに努力した自然の結果と見做すことも出来ると思ふ。

第七。各 craft の組合員は通常同一街若しくは近隣に住んで居た。London に於て鞍工 saddlers は S. Martin-le-Grand の寺の周圍若しくは其の近邊に住み、馬具師 lorriners は Cripple-gate に、織工は Cannon Street に、鍛冶工は Smithfield に、楯工 bucklers は Bucklersbury に住んで居た。

是等の事實は一方同職業者間の團結を強固ならしめ、相互扶助の實を擧ぐるに便利であると同時に、他方相互に監督を容易ならしむる利益があつたのである。

以上 Ashley の擧げたる七個の點を見ても、略々 Craft Gilds が如何なる権限を有して居たか明かであると思ふ。其の産業的勢力未だ現代の如くならず、社會は未だ封建的色彩を以つて極めて濃厚に色どられて居る時代である。尙ほ他方には未だ Gilds をへ作らずして、依然領主其の他の權威者に從屬して居るものすら存在し

て居たのである。例へば各都市村落に鍛冶工は存在して居た。けれども鍛冶工組合を作つたものは僅かに大なる都市に住居する鍛冶工に過ぎなかつた。吾人が Gilds の意義を知らんとするに當つても亦常に是等の事實を前提として置く必要がある。

上述の如き組織、権限を有する Craft Gilds 並びに Guild merchant が如何なる意義を有するやを明かにするには、自ら是等兩者の起源如何、何が故に斯の如き組織を有する機關が必要となつたか明かにし、更に是等兩者の廢滅せし理由、即ち何が故に斯の如き組織にては社會の産業状態を維持繼續し能はざるに至りしかを明瞭ならしめる必要がある。然し乍ら是等のことに關する記録的研究は是を他日に譲り、直ちに其の文化史上の地位に就いて述べやうと思ふ。

(註一) Ashley : op. cit. p. 91.

- (註一) Lipson:—op. cit. pp. 296—303.
- (註二) Ibid. p. 305.
- (註三) Ashley:—op. cit. pp. 92—96.
- (註四) Ibid. p. 96.

(未完)

勞働者保險の施設を論ず(二)

園 乾 治

七

以上述べたる所によりて、勞働者保險の必要なる所以は、略ぼ明瞭になつたことと思ふ。然らば次に論究すべき問題は保險の種類に關するものである。換言すれば、勞働者に對して如何なる種類の保險を設くべきかの問題である。以下少しく此點に就いて述べ、然る後に保險の組織及び經營に關する歐洲諸國の制度の沿革を研究して見たいと思ふ。

保險の分類に就いては既に多數の學者が努力

したる結果、種々の分類法が行れてゐる。就中、彼のマーネス氏の試みたる分類の如きは、理解に最も便利である。氏の分類法は標準を偶發的事件の經濟的性質に置くものであつて、能力喪失の肉體的或は生理的原因に置くものではない。乃ち勞働者保險は、次に擧ぐる各個の窮迫を救濟する救果ありとしてゐる。

一、勞働能力の一時的喪失、減損及び之に伴ふ所得能力の一時的喪失、減損が個人的原因(主觀的原因)若くは外界の事情によりて惹起されたる場合。例へば

- a 疾病に因る場合(疾病保險)
 - b 災害に因る場合(災害保險)
 - c 妊娠及出産に因る場合(産婦保險)
 - d 勞働市場の不況に因る場合(失業保險)
- 二、勞働能力及び所得能力の永久的喪失、減損が惹起されたる場合。

a 疾病又は災害の結果に因る場合(不具廢疾保險)

b 頽齡に及びたる場合(養老保險)

三、人としての存在を完全に失へる場合。換言すれば死亡に因る場合。(死亡により金銭上の損失を蒙る範圍内に於て)

- a 埋葬の費用支出に因る場合(葬費保險)
- b 遺族の扶助に對する場合(寡婦保險)
- c 遺孤の扶助に對する場合(孤兒保險)

このマーネス氏の分類は頗る便利に出來てゐる。然しながら猶重要な種類のものを省略してゐる、のみならず實際に於ては密接なる關係を有する種類の保險を分立せしめてゐる缺點がある。故に矢張種々なる歴史的理由により保險の編成上の標準は、保險せらるゝ事故によつてゐるのである。此の主旨より分類する時は次の如き種類に區別せられる。乃ち

- 一、産業上の災害に對する保險
 - 二、疾病に對する保險
 - 三、老齡に對する保險
 - 四、廢疾不具に對する保險
- 但し三と四とは合して老廢保險をなすが普通である。

- 五、寡婦孤兒保險
- 六、失業保險

右の分類中には近年新に創始せられたる數種の保險を分類してゐない。思ふに、是れ等のものは普通に他の標準的保險の部門に合せられてゐるからである。而して勞働者が他の一般人士と同様に打撃を蒙る、産業上の災害にあらざる一般の災害に對する保險は、一に疾病保險の組織を俟つて救濟してゐる。尤も之れに就いては一九一一年の瑞西の法律は例外である。同國に於ては上述の場合にも、特殊の制度を設けてゐる。